

年金個人情報の外部への提供に関するQ&A

【別添1】

項目番号	カテゴリ	機構法第38条各項での分類	照会内容	回答内容	掲載日	更新日	参考資料
1	弁護士法第23条の2 (報告の請求)	4項	弁護士法第23条の2に基づく照会に対して個人情報を提供できないとする根拠を求められているが、どう回答すべきか。	日本年金機構法（以下「機構法」という。）第38条第4項と第5項各号に基づく場合を除き、年金個人情報の提供は認められていないことを回答してください。「弁護士会照会への回答例」参照。 ※個人情報保護管理事務取扱要領や付属する日本年金機構個人情報提供ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は法令ではありませんので、ガイドラインに掲載がないことを理由に提供できないとの説明は不適切です。機構法に基づき提供できないことを説明してください。	2015/4/8		弁護士会照会への回答例
2	国税徴収法第141条 (質問及び検査)	4項	市区町村から国税徴収法第141条を準用する地方税法の条文に基づく照会があった場合、当該条文がガイドラインに掲載がされていないものであっても提供可能か。	ガイドライン別表2にも記載のとおり、「滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定されている法律に基づく照会は国税徴収法第141条に基づく照会があった場合と同様に回答してください。 なお、ガイドラインに掲載している地方税法の条文は国税徴収法第141条で規定する滞納処分にかかる質問検査権の準用規定ではなく、地方税の賦課徴収にかかる質問検査権が定められた別個の条文です。国税徴収法第141条の準用規定としての地方税法の条文は総務指2013-21の13ページを参照してください。	2015/4/8		法コ指2014-204 総務指2013-21 ガイドライン
3	国税徴収法第141条 (質問及び検査)	4項	税務署から国税徴収法第141条に基づき、国民年金保険料の未納状況・勤務先事業所名の提供依頼があった。滞納処分に必要な事項の調査が不明なため、情報提供できないと回答してよろしいか。	提供しなければなりません。滞納処分のために必要とする情報の判断は質問する側の徴収職員が行うものであり、回答者である機構が必要ない情報と判断して回答を拒むことは認められません。 なお、機構と照会対象者の関係が、国税徴収法第141条第3号で規定する「滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者」に該当しない場合は、質問検査権が機構に及ぶませんので、回答できません。国税徴収法第141条と地方税法に基づく質問検査権が及ぶ範囲は、総務指2013-21の9ページから13ページを参照してください。	2015/4/8		総務指2013-21
4	国税徴収法第146条の2・地方税法第20条の11に基づき税務署や市役所から照会を受けた場合、情報提供してよろしいか。	4項	国税徴収法第146条の2、地方税法第20条の11に基づき税務署や市役所から照会を受けた場合、情報提供してよろしいか。	提供できません。「協力を求めることができる」といった官公署等への協力要請を規定した法律に基づく照会は、機構法第38条第4項の「法律の規定に基づき、年金個人情報を…提供しなければならない場合」には該当しないため、情報提供は認められません。	2015/4/8		—
5	国税通則法第74条の3（当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権）	4項	国税通則法第74条の3に基づき、相続人と被相続人に関する質問があった場合、同条第1項第1号ハに該当するとして、全て機構は情報提供することとなるか。	原則として情報提供することとなります。年金を受給しておらず、2号被保険者期間のみを有する者が調査対象者となっている場合は、国税通則法第74条の3で規定する質問検査権が機構に及ばない（機構が同条第1項第1号ハ「納税義務がある者等に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者」に該当しない）ため、提供できません。	2015/4/8		ガイドライン

項目番	カテゴリ	機構法第38条各項での分類	照会内容	回答内容	掲載日	更新日	参考資料
6	道路交通法第51条(違法駐車に対する措置)	4項	公安委員会より、道路交通法第51条に基づき、住所情報の提供依頼があった。ガイドラインに直接掲載されている条文ではないものの、条文を確認したところ、 <u>地方税の滞納処分の例によること</u> が規定されているため、機構法第38条第4項に基づき提供しなければならないと考えられるため、情報提供してよろしいか。また、照会文書に示された氏名・生年月日・性別は一致するが、住所情報が機構で管理する現住所は一致しない。旧住所は一致するが、提供可能か。	貴見のとおり、道路交通法第51条に基づく照会があった場合は、 <u>地方税の滞納処分の例によることが規定されているため、回答しなければなりません</u> 。また、照会文書に記載された住所と機構が管理する旧住所が一致していれば、他者の情報であるおそれはないため、本人特定できたものとして対応してください。	2015/4/8		ガイドライン
7	刑事訴訟法第197条第2項	4項	届書や診断書の写しであっても検査に必要として求められた場合、提供することとなるのか。また、原本を求められた場合も同様か。	貴見のとおり検査に必要として求められた文書は提供しなければなりません。ただし、届書等の原本の求めがあった場合は、刑事訴訟法第218条第1項に基づく差押えによらなければ、提供できません。	2015/4/8		—
8	刑事訴訟法第197条第2項等に基づく照会に対する基礎年金番号の情報提供	4項	刑事訴訟法第197条第2項に基づく検査関係事項照会や国税徴収法第141条に基づく滞納処分のために必要な調査として、基礎年金番号の情報提供を求められたときは、国民年金法第108条の4(基礎年金番号の利用制限等)の規定にかかるわらず、提供しなければならないという整理でよろしいか。	刑事訴訟法第197条第2項や国税徴収法第141条に基づく求めに対しては、基礎年金番号を提供しなければなりません。基礎年金番号は、国民年金法第108条の4(基礎年金番号の利用制限等)で、政府管掌年金事業とその関連事務に限り提供が認められています。(法コ指2014-204、ガイドライン別表2「基礎年金番号提供の可否」欄参照。)ただし、回答義務が課される他の法律に基づく調査等に必要として基礎年金番号を求められた場合(機構法第38条第4項に基づき情報提供すると「法律の規定に基づき、年金個人情報を…提供しなければならない場合」)は提供しなければなりません。	2015/4/8		法コ指2014-204 ガイドライン
9	刑事訴訟法第507条	4項	刑事訴訟法第507条の提供はこれまで情報提供できないと疑義照会にも示されていたことから、検察庁から幾度か照会があった際も提供不可と対応していたが、提供義務を課す条文であると取扱いを変更したのはなぜか。	これまで、厚生労働省年金局及び機構において、刑事訴訟法第507条は機構法第38条第4項に基づく情報提供が認められない条文として整理していたところですが、法コ指2015-61に添付した「内閣法制局からの連絡要旨」とおり、法務省が、内閣法制局より刑事訴訟法第507条は同法第197条第2項に基づく照会と同様に回答義務を負うとの見解を確認の上、厚生労働省年金局に協力依頼があったことを受けて、取扱いを変更したものです。	2015/4/8		法コ指2015-61
10	労働者災害補償保険法第49条の3	4項	労働基準監督署より労災補償給付の申請書を不備返戻するために、労働者災害補償保険法第49条の3に基づき機構で管理している住所情報の提供依頼があった。条文を確認したところ回答義務を課す根拠法令には該当しないと考えられるため、提供できないと対応してよろしいか。	貴見のとおりです。機構法第38条第4項で、法律の規定に基づき提供しなければならない場合を除き、提供してはならないことが規定されているため、法律上提供が認められないことを説明してください。	2015/4/8		—
11	家事事件手続法第62条(調査の嘱託等)第258条(家事審判の手続の規定の準用等)	4項	家庭裁判所から、家事事件手続法第62条と同第258条に基づき、行方不明者の年金受給状況の情報提供依頼があったが、提供してよろしいか。	家事事件手続法第62条と258条の規定は、機構法第38条第4項の「法律の規定に基づき、年金個人情報を…提供しなければならない場合」には該当しないため、提供は認められません。回答文書作成時は「家事事件手続法第62条に基づく照会への回答例」をご活用ください。	2015/4/8		家事事件手続法第62条に基づく照会への回答例

項番	カテゴリ	機構法第38条各項での分類	照会内容	回答内容	掲載日	更新日	参考資料
12	民事訴訟法第186条（調査の嘱託）・民事訴訟法第226条（文書送付の嘱託）	5項1号	民事訴訟法に基づく照会への情報提供が認められている根拠条文として、民事訴訟法第223条のみガイドラインに掲載されている。民事訴訟法第186条と同226条は、法律の条文上、「…しなければならない」と明確に提供を義務付けておらず、提供しない場合に懲戒処分の要求ができるなどの規定も存在しないため、本人の同意がない場合、情報提供できないと回答してよろしいか。	貴見のとおり、民事訴訟法第186条と同226条は、機構法第38条第4項の「法律の規定に基づき、年金個人情報を…提供しなければならない場合」には該当しないため、原則提供は認められません。ただし、嘱託の対象者である原告又は被告がその調査を望まなければ異議を申立てができるところから、「嘱託が行われた」＝「異議を申し立てなかつた」＝「同意した」とみなすことが可能なため、原告又は被告に関する調査の場合は、同意書の添付がなくても、本人の同意があったものと推認して、機構法第38条5項第1号に基づき情報提供してください。	2015/4/8		きずなvol.94
13	成年後見人	5項1号	被成年後見人である年金受給者の死亡後、当該成年後見人から死亡者の年金額の情報提供依頼があった。情報提供可能か。	成年後見人の法的効力は本人死亡時に消滅することから、提供は認められません。なお、法的効力については法務省に確認しています。また、法定代理人に対する情報提供については、総務指2016-3別添2項番4「官公署や本人（遺族）以外の者への情報提供（法定代理人等からの提供依頼）」を参照してください。	2015/4/8	2016/3/18	総務指2016-3
14	不在者財産管理人	5項1号	不在者財産管理人が不在者に関する調査権限を法律上有しているとして、当該不在者の年金受給状況の情報を求めてきた。依頼者は、不在者財産管理人も成年後見人同様調査権限を有していると主張している。総務指2012-5に従い、調査権限はないと説明しているが、提供できない法的根拠は何か。	成年後見人は同法第853条で財産の調査権限が認められています。一方、不在者財産管理人に付与されている代理権は、民法第103条に規定する「保存行為」であり、調査権限を有しているとはいえない。別途、裁判所より年金個人情報の調査権限が付与されていることが代理行為目録で確認できる場合は、不在者財産管理人に情報提供が可能です。	2015/4/8	2016/3/18	総務指2016-3
15	保佐人・補助人	5項1号	保佐人が被保佐人に関する調査権限を法律上有しているとして、当該被保佐人の年金受給状況の情報を求めてきた。総務指2012-5に従い、調査権限はないと説明しているが、提供できない法的根拠は何か。	保佐人・補助人に付与されている権限は代理権ではなく、民法第13条に規定する同意権のみであるため、年金受給状況を調査することは認められていません。なお、裁判所が保佐人または補助人に対し、別途調査権限を付与している場合は提供が可能です。	2015/4/8	2016/3/18	総務指2016-3
16	同意書	5項1号	情報提供依頼文書に添付されている同意書が原本でなく、写しに照会元の官公署が原本証明したものだが、対応可能か。	本人が照会元の官公署に宛てて提出した同意書の場合は、原本を機構が求めることは難しいため、照会元が原本証明した同意書の写しにより対応してください。	2015/4/8		—
17	届書写しの交付	5項1号	年金相談受付票の写しは直接本人に交付できることを法コ指2014-205で確認したが、受付票に職員が記載した事項や押印が含まれる場合も取扱いは同様か。	お客様本人が提出した書類に変わりはないため、交付してください。	2015/4/8		法コ指2014-205
18	行政評価事務所	5項1号	行政評価事務所から、年金事務所窓口でトラブルとなったお客様の対応に必要として、当該相談案件の取扱いを示す要領等とお客様の年金受給状況の情報提供依頼があったが、提供可能か。	行政評価事務所は、相談者と機構の間に立って苦情等を解決する役割を担っていることから、行政評価事務所の相談対応に必要と認められる要領や指示・依頼・疑義照会（回答）票等は提供し、お客様の年金受給状況に関する情報提供は本人の同意書の添付がある場合提供してください（総務指2013-3参照）。なお、要領や指示・依頼文書は、機微情報や非公開の電話番号など外部に提供することがない内容が含まれる場合もありますので、当該文書を発出した部署にマスキングすべき箇所を確認した上、提供してください。	2015/4/8		総務指2013-3

項目番	カテゴリ	機構法第38条各項での分類	照会内容	回答内容	掲載日	更新日	参考資料
19	相続財産管理人	5項1号	相続財産管理人から死亡者が生前受給していた年金受給状況の情報提供依頼を受けたが、情報提供してよろしいか。	情報提供可能です。相続財産管理人とは、相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合を含む。）に、家庭裁判所が、申立てにより相続財産の管理を選任した者をいいます（民法第952条）。相続財産管理人から情報提供依頼があつた場合は、被相続人（死亡者）の債権者等に対して被相続人の債務を弁済するなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫へ帰属させるための対応であり、これにより年金を適正に支払うという機構の本来業務に資することとなるため、情報提供可能です。（総務指2016-3参照）	2015/4/8	2016/3/18	総務指2016-3
20	健康保険法第73条（厚生労働大臣の指導）、第78条（保険医療機関又は保険薬局の報告等）	5項2号	地方厚生（支）局から健康保険法第73条及び第78条に基づく保険医療機関と保険薬局の指導・報告等にかかる業務実施を目的として、当該医療機関等に従事する被保険者の資格等の情報提供依頼があつたが、情報提供してよろしいか。	提供できません。機構は、厚生労働大臣に対し、又は厚生労働大臣の求めに応じて、被保険者の資格に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとされています（健康保険法第205条の3、同法施行規則第159条の6）。しかし、厚生労働大臣から地方厚生（支）局長へ委任する旨の規定はないため、健康保険法第205条の3、同法施行規則第159条の6の規定を根拠として地方厚生（支）局長に対し、年金個人情報を提供することはできません。（疑義照会2011-34参照）	2015/4/8		疑義照会2011-34
21	厚生年金基金	5項3号イ、ヘ	厚生年金基金から、「基金加入者としての届出が事業所から基金に提出されていない被保険者がいる。機構に対してのみ厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されている状況が見受けられるため、機構で管理している被保険者情報を提供してほしい。」との依頼があつた。総務指2014-1に記載された照会事例以外の依頼だが、情報提供可能か。	厚生年金基金が適切に被保険者資格を管理するために必要な情報といえるため、提供可能です。 なお、厚生年金基金への情報提供は、機構法第38条第5項第3号イとへに基づき提供が認められていますが、機構法第38条第5項第3号では「事務の遂行に必要な限度」で提供が認められています。参考程度に求められた場合は提供が認められないため、必要性に疑義が生じた場合は、厚生年金基金に必要性を確認の上、対応してください。	2015/4/8	2016/6/8	総務指2014-1
22	基礎年金番号の情報提供	5項3号イ、ヘ	厚生年金基金より、国との基金記録の窓口業務に必要な情報として、基礎年金番号の提供を求められたが、情報提供してよろしいか。	厚生年金基金は厚年法に基づく政府管掌年金事業を行っており、当該事務遂行を目的とした基礎年金番号の情報提供は可能です。基礎年金番号提供可否の考え方は、法コ指2014-204を参照してください。	2015/4/8	2016/6/8	法コ指2014-204
23	併給調整	5項3号ニ	健康保険組合から、傷病手当金との併給調整を目的として健康保険法第108条に基づき、障害年金の年金額、傷病名、診断書の写しの提供を求められた。年金額の提供は可能だと思料するが、提供してよろしいか。	診断書写しは傷病手当金の支給決定に「必要な限度」の情報とは認められないため、提供できません。なお、傷病手当金の併給調整に必要な情報として、年金額、傷病名は情報提供可能です。 ※年金との併給調整に必要な情報の提供は、機構法第38条第5項第3号ニに基づき提供可能ですが、機構法第38条第5項第3号では「事務の遂行に必要な限度」で提供が認められています。	2015/4/8	2016/6/8	ガイドライン
24	虐待防止	5項3号ト・日本年金機構の業務運営に関する省令第10条	高齢者虐待防止を目的として、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第24条の規定による措置に関する事務を実施するため、市役所より当該者の年金受給状況の提供依頼があつた。本人の同意なく提供できるか。	緊急の場合その他やむを得ない事由により本人の同意を得ることができない場合に限り、機構法第38条第5項第3号トに基づく提供が認められています。照会文書中に、「本人より同意を得ることができない事由」が記載されていることを前提に、情報提供してください（法コ指2014-204参照）。また、老人福祉法第32条にかかる事務など、日本年金機構の業務運営に関する省令第10条各号（ガイドライン別表2にも掲載）で規定する他の法律に基づく事務に必要として求められた場合も、同様に対応してください。	2015/4/8	2016/6/8	法コ指2014-204

項目番号	カテゴリ	機構法第38条各項での分類	照会内容	回答内容	掲載日	更新日	参考資料
25	死亡者にかかる情報提供	5項4号	未支給年金受給権者の同順位者である死亡者の子から、当該死亡者の年金額変遷と口座情報変遷、未支給年金の受給に関する情報を求められているが、情報提供可能か。	情報提供依頼者は死亡者の子であり、相続人であることが明らかなため、戸籍謄（抄）本と本人確認書類により、死亡者と依頼者との続柄を確認の上、死亡者の財産や債権債務の確定を事由として情報提供を求められた場合など、社会通念上提供する必要が認められる事由であることを文書又は口頭により確認した場合は、年金額変遷及び口座情報の変遷は提供可能です（総務指2016-3参照）。ただし、未支給年金に関する情報は死亡者の個人情報ではなく、未支給年金受給権者の年金個人情報にあたるため、提供できません。	2015/4/8	2016/3/18	総務指2016-3
26	死亡者にかかる情報提供	5項4号・ 日本年金機構の業務運営に関する省令第1条	死亡者の子の代理人弁護士から年金加入記録の情報提供依頼があった。なお、遺族年金受給者である死亡者の妻は現存である。当該子は相続人であることと、死亡者の情報は個人情報保護法上個人情報にはあたらないことから提供を受けられるはずだと主張し、以下3点の質問を受けているが、どのように説明すべきか。 ①情報提供は可能か。 ②提供を受けられない場合、その根拠。 ③提供を受けられない場合、他に提供を受けられる方法。	①情報提供できません。（総務指2016-3参照） ②根拠法令は機構法第38条と日本年金機構の業務運営に関する省令第1条。【死亡者の年金個人情報も生存する者と同様に取り扱うことの根拠】一般法である独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第2項では、個人情報は「生存する個人に関する情報」と定義付けられています。しかし、年金個人情報の保護は一般法に優先する特別法として日本年金機構法で別途定められており、 日本年金機構の業務運営に関する省令第1条 において、「死亡した個人に関する情報」であっても個人情報として取り扱うことが規定されているため、保護の対象となります。 【相続人に対する情報提供】年金個人情報は、機構法第38条第4項及び第5項のいずれかに該当する場合に限り、提供が認められていますが、本件情報提供に關係するのは同条第5項第1号の「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」です。死亡者の年金個人情報は、その者の死亡により遺族年金や未支給年金等が発生する場合、その受給者を「本人」として、受給した遺族年金等の決定に關係する情報の提供が可能です。一方、年金の受給権は一身専属権であり、相続権としての性質を有していないことから、相続人＝本人として死亡者の年金個人情報の提供を認めることはできません。（参考通知：保文第2670号）。 なお、相続人への情報提供は、死亡者の財産や債権債務の確定を事由として情報提供を求められた場合など、社会通念上提供する必要が認められる事由であることを文書又は口頭により確認した場合は、機構法第38条第5項第4号に基づき、死亡者が受給していた年金の種類、年金額変遷及び口座情報の変遷は提供可能です。 ③遺族年金受給者である死亡者の妻の同意書の添付があれば、情報提供可能です。また、裁判所より民事訴訟法223条に基づく文書提出命令により求めがあった場合、機構は当該文書を提供しなければなりません。	2015/4/8	2016/3/18	総務指2016-3 保文第2670号
27	死亡者にかかる情報提供	5項4号	包括受遺者となっている法人から、準確定申告用の源泉徴収票の発行依頼があったが、提供可能か。 ※包括受遺者…遺言により遺贈を受ける者として指定された者（民法第964条、第965条）。	包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有することが民法第990条で規定されているため、相続人から求めがあった場合と同様に、提供してください。	2015/4/8		—
28	高齢者の医療の確保に関する法律第138条（資料の提供等）	— (被扶養者情報)	広域連合から高齢者の医療の確保に関する法律第138条第2項に基づき被扶養者情報に関する照会があった場合、情報提供してよろしいか。	ガイドライン別表1で、覚書に基づき磁気媒体による広域連合へのデータ（75歳到達又は障害認定による被扶養者異動情報）提供を記載していますので、提供した情報に関する照会に対しては回答してください。他の個別照会については、高齢者の医療の確保に関する法律第138条第2項で健康保険の保険者に対し照会することが規定されていることから、健保協会又は健保組合を案内してください。なお、高齢者の医療の確保に関する法律第138条は機構法第38条各号に基づき提供が認められる根拠条文には該当しません。	2015/4/8		ガイドライン

項目番	カテゴリ	機構法第38条各項での分類	照会内容	回答内容	掲載日	更新日	参考資料
29	国民健康保険法第113条の2(資料の提供等)	一 (被扶養者情報)	国民健康保険法第113条の2に基づき、健康保険被扶養者の資格の情報提供依頼があった。ガイドラインの提供データ事項に含まれていないが、提供可能か。	提供できません。被扶養者に関する情報提供は、国民健康保険法113条の2第2項で規定されていますが、照会先は健康保険の保険者と定められていることから、健保協会または健康保険組合を案内してください。なお、ガイドラインに掲載されている年金加入資格に関する情報提供は国民健康保険法113条の2第1項に基づく求めに対応するものです（機構法第38条第5項第3号ハに基づく提供）。	2015/4/8		ガイドライン
30	賃金の支払の確保等に関する法律第12条の2(資料の提供等)	一 (事業所情報)	労働基準監督署より賃金の支払の確保等に関する法律第12条の2に基づき、事業所の滞納の有無や被保険者資格取得・喪失年月日の照会があった。事業所情報の提供が認められる法令としてガイドラインに掲載されているものだが、資格取得・喪失年月日も提供してよろしいか。	提供可能な情報は事業所情報に限られており、被保険者個人の資格年月日を提供することはできません。総務指2012-20に添付した厚生労働省年金局事業企画課長通知に示された情報に限り提供可能です。	2015/4/8		総務指2012-20
31	死亡者にかかる情報提供	5項4号	厚生年金基金より、基金規約に定める死亡した者にかかる給付金（厚生年金基金の独自給付）の裁定を受けるため、当該死亡者の老齢厚生年金の受給権発生時からの「新法・年金額歴史回答票」（「07」画面）の提供を求められた場合は、機構法第38条第5項第3号イ「政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの」に基づく提供は認められるか。	機構法第38条第5項第3号イに基づく情報提供が認められるのは、基金の業務のうち、法令の規定によるものに限られることから、規約に基づく給付決定に必要な場合は、同条項に基づく提供は認められません。しかし、本件については、国（機構）による老齢厚生年金の雇用保険受給や在職を事由とする年金支給停止額を基金が補償する制度のため、当該補償額の決定に必要な情報は、社会通念上提供する必要が認められることから、当該補償を受ける遺族の同意書の添付がある場合は、機構法第38条第5項4号「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるととき」に基づき、提供してください。	2016/6/8		総務指2016-3